

令和八年熊本地震観光支援事業 九州ふっこう応援割

「熊本ふっこう応援割」

取扱マニュアル ＜ 宿泊事業者用 ＞

令和8年10月16日
Ver.3.0.0

「熊本ふっこう応援割」事務局

はじめに

熊本ふっこう応援割(以下「本事業」という。)に参画する宿泊事業者は、補助金申請に関わる各種規程類に従う必要があります。

【参考】熊本ふっこう応援割公式ホームページ(以下「公式HP」という。)

URL: <https://kumamoto-ouenwari.com/>

宿泊事業者の補助金審査に関わる各種規程類(以下「規程類」という。)

【掲載場所】 公式HP及び事業者マイページ

熊本ふっこう応援割 事業実施要綱 (本マニュアルにおいて「要綱」という。)	本事業の実施について県が定める基本的な事項を示すもの。
熊本ふっこう応援割 取扱要領<宿泊事業者用> (本マニュアルにおいて「取扱要領<宿泊事業者用>」という。)	本事業の根幹となる基本的な制度を示しています。
熊本ふっこう応援割 取扱マニュアル<宿泊事業者用>	熊本ふっこう応援割 取扱要領<宿泊事業者用>に基づき、審査基準となる制度等の解説や考え方を示しています。
熊本ふっこう応援割 FAQ<宿泊事業者用> (本マニュアルにおいて「FAQ<宿泊事業者用>」という。)	熊本ふっこう応援割 取扱要領<宿泊事業者用>に基づき、実務に即して制度等を解説しています。 本マニュアルで記載している制度により精細な解説はこちらを参照ください。
熊本ふっこう応援割参画登録申請マニュアル 熊本ふっこう応援割補助金申請マニュアル<宿泊事業者用>	実務に即して実際の手順や操作方法等を説明しています。
事務連絡等	適宜メール等で発信されるもので、速やかな周知を目的とした内容を掲載します。

宿泊事業者の参画登録申請、補助金申請及び宿泊実態の証明に必要な書類

【掲載場所】 公式HP及び事業者マイページ

様式第1号 熊本ふっこう応援割事業補助金交付申請書	参画登録申請のための書類です。ただし、原則は、補助金審査管理システムより参画登録申請をしてください。
別記様式第1号の1 実績内訳シート(宿泊事業者用)	補助金申請を行う際に販売した旅行商品の内容を入力し、提出いただく書類です。 記入項目等を事前に確認ください。
様式第4号の1 熊本ふっこう応援割補助金実績報告書 兼 請求書(宿泊事業者用)	補助金審査管理システムより補助金申請の審査完了後、補助金請求額の合計が明記される書類です。補助金申請の最終承認後、自動生成されます。
別記様式第2号の1 熊本ふっこう応援割 利用証明書・料金計算シート(直接契約)	宿泊実態及びビジネス利用でないことをを証明するために、宿泊者に対し、対面にて宣誓事項への同意と署名を取得する書類です。
別記様式第2号の2 熊本ふっこう応援割 利用証明書(旅行事業者経由)	旅行会社・OTA経由の予約に関し、宿泊実態及びビジネス利用でないことをを証明するために、宿泊者に対し、対面にて宣誓事項への同意と署名を取得する書類です。

目次

はじめに

P1

第1章 審査基準

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 制度の概要 | 3-4 |
| 2. 販売補助額の算出方 | 5 |
| 3. 補助対象となる宿泊料金合計及び販売補助額の考え方 | 6-7 |
| 4. 補助対象となる商品を販売する際の留意点 | 8 |
| 5. 宿泊商品に含められないもの | 9 |
| 6. 補助対象とする宿泊商品の基準・考え方 | 10 |

第2章 宿泊事業者販売フロー・宿泊事業者の参画登録

- | | |
|------------------|----|
| 1. 宿泊施設直接契約の場合 | 11 |
| 2. 旅行事業者経由で予約の場合 | 12 |
| 1. 参画登録の種別 | 13 |
| 2. 参画登録申請 | 13 |

第3章 宿泊者受入時の遵守事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 利用証明書の作成・署名取り付け(宿泊施設での直接契約) | 17 |
| 2. 料金計算シートの使い方(宿泊施設での直接契約) | 17 |

第4章 旅行事業者(旅行会社・OTA)経由の予約取扱い

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. 利用証明書の作成・署名取り付け(旅行事業者経由の宿泊契約) | 18 |
|----------------------------------|----|

第5章 利用実績報告及び保存が必要な書類

- | | |
|-----------|----|
| 1. 利用実績報告 | 19 |
|-----------|----|

第6章 補助金精算

P21

1 審査基準

1. 制度の概要

「熊本ふっこう応援割」は観光庁が創設した「令和八年熊本地震観光支援事業費補助金」による支援を受けて実施するものです。この補助金は、令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復及び喚起するため、旅行者が旅行商品又は宿泊サービスを購入する際に割引を行うために必要な経費を支援することにより、観光再生を図ることを目的としています。

名称	熊本ふっこう応援割
事業期間	【対象宿泊期間】 2026年10月1日(木)～2026年12月25日(金)宿泊分 (2026年12月26日(土)チェックアウトまで) 【対象予約期間】 対象商品販売開始日2026年9月15日(火)～予算が無くなり次第終了 ※2026年9月15日(火)以降かつ交付決定日以降に予約がなされた対象商品が対象です。 ※上記期間中であっても、熊本県に配分された予算が無くなり次第、終了します。
補助金補助額 (補助による割引)	【補助率】 宿泊料金(総額)の60% (1円未満切り捨て) 【補助上限額】 1宿泊契約1人あたり 20,000円 ※1宿泊契約＝チェックインからチェックアウトまで
補助対象となる 商品の販売者 (間接補助事業者)	次の登録等をしているものとします。 ・旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設 ※クルーズ船、夜行フェリー、寝台列車等の移動交通機関等は対象外 ・住宅宿泊事業法(民泊新法)第3条第1項の届出にかかる住宅のうち誓約事項(P22)に同意・遵守できる施設 次の者は販売者となることができません。 ・旅館業のうち下宿営業 ・国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設 ・風営法の適用を受ける宿泊施設
参画の宿泊事業者が 遵守すべき項目 (参画登録)	次の項目を遵守することを参画の条件とします。 ・国及び熊本県が本事業について実施する状況把握等の調査に誠実に対応すること ・割引相当分を予め宿泊料金に不当に上乗せする行為をしないこと ・補助対象となる宿泊の「予約日」を適切に把握・記録すること ・補助対象となる宿泊の利用証明書の取得を実施すること ・事業終了年度の翌年度から5年間、保存が必要な書類を適切に管理すること ・その他、本マニュアルを含む規程類の記載事項に従い適切に事業を実施すること
補助対象となる商品	参画登録している宿泊事業者で提供される宿泊サービス及び宿泊商品(以下「宿泊商品等」という。) ※利用開始時と利用終了時が同日であるデユースを除きます。 ※旅行会社・OTAを通じて予約された宿泊については、旅行会社・OTAが補助金申請します。 本事業に参画登録のある旅行会社・OTAが否かは、公式HP等をご確認ください。 旅行業の登録を受けた宿泊事業者が、補助対象となる旅行商品(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行)を販売しようとするときは、旅行会社用の規程類に従ってください。
旅行者・宿泊者	国内旅行者、訪日旅行者 ※ 子供・幼児も1名としてカウント可能です。 ※ ビジネス利用は対象外です。

1 審査基準

(1) 既存予約の取扱いについて

既存予約は補助の対象になりません。

熊本ふっこう応援割対象商品販売開始日以降かつ交付決定日以降に予約がなされた対象宿泊商品が補助の対象です。

【対象宿泊期間】

2026年10月1日(木)～2026年12月25日(金)宿泊分
(2026年12月26日(土)チェックアウトまで)

【対象予約期間】

対象商品販売開始日2026年9月15日(火)～予算が無くなり次第終了

※実績報告の際に作成する「実績内訳シート」(別記様式第1号の1)には、補助対象として申請する宿泊商品等の「予約日」を入力する必要があります。

(2) 新規予約の受付停止について

事業期間内であっても熊本県の判断で新規予約の受付を停止することがあります。予算執行上の理由で新規予約が停止された場合、新規予約停止時点で予約済の宿泊商品等への補助は可能です。

(3) 宿泊施設の登録制について

補助の対象となる宿泊商品等は、本事業に参画登録している宿泊施設にて提供される必要があります。宿泊日に参画登録がない宿泊施設での宿泊は補助の対象外です。旅行事業者経由の予約についても同様の取扱いとします。

参画宿泊事業者の新規登録、登録取消、参加停止等の受理状況を踏まえ、最新の参画宿泊施設は公式HPに掲載します。

なお、旅行会社・OTAを通じて予約された宿泊については、旅行会社・OTAが補助金申請します。本事業に参画登録のある旅行会社・OTAか否かは、公式HP等をご確認ください。

また、旅行会社・OTAを通じた旅行商品等に対する販売補助金の詳細は、旅行会社用又は海外旅行事業者用の規程類をご確認ください。

1 審査基準

2. 販売補助額の算出方

宿泊料金(税込)

旅行者支払額

総額の **40%**

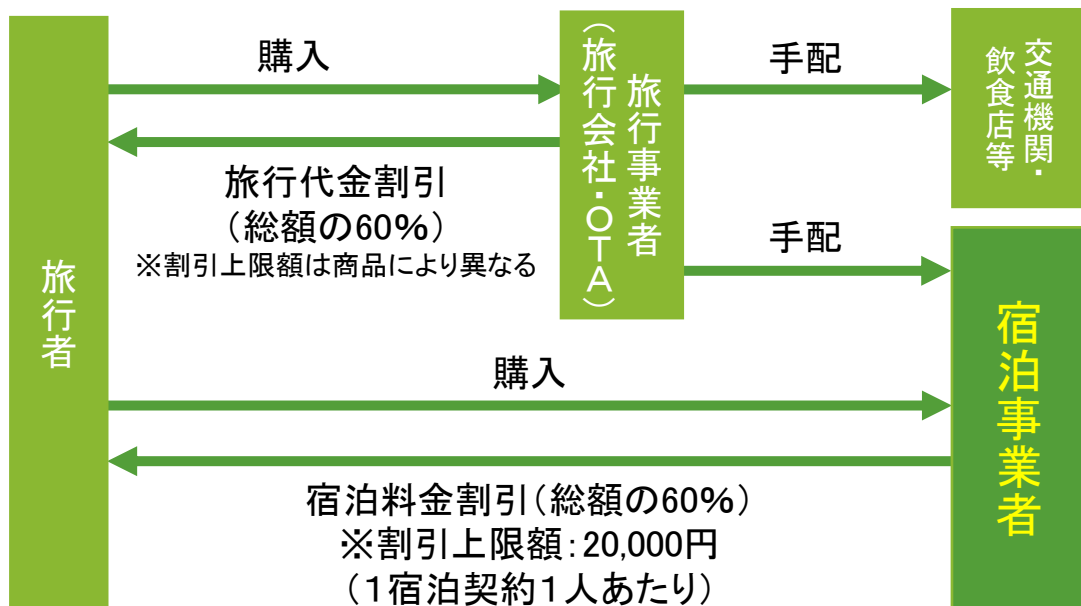
割引補助金

総額の **60%**

【割引限度額】

宿泊サービス単体商品 1宿泊契約1人あたり 上限20,000円

- 補助の対象となる宿泊商品等の宿泊回数に上限はありませんが、チェックイン～チェックアウトまでを1宿泊契約と定義します。
- 販売補助額は総額の60%に相当する額か、上限額(1宿泊契約1人あたり20,000円)のいずれか低い方とします(販売補助額は1円未満切り捨てで計算)。
- 子どもや幼児も1人として計算します。
- 「宿泊サービス」には、宿泊料金相当額を
超えないことを目安とし、「物品やサービス」を加えることが可能です。
ただし、各種法令及び本事業の規程類に従って対応してください。



1 審査基準

3. 補助対象となる宿泊料金合計及び販売補助額の考え方

別記様式第1号の1（以下「別記様式第1号」という。）へ記入する「補助対象宿泊料金合計」及び「宿泊料金割引額」（販売補助額）は、次の考え方で算出ください。

- ①1宿泊契約ごとに、宿泊料金総額に対して60%を乗じます。（宿泊者が複数いる場合は、宿泊者全員の宿泊料金を足しあげた総額に対して、60%を乗じます。）
- ②1宿泊契約1人あたりの割引上限額（20,000円）を、宿泊合計人数で乗じます。（宿泊合計人数には子供や無料の幼児等も含めます。）
- ③上記①と②のうち、低い方の金額を実際の割引補助額とします。

※別記様式第2号の1「料金計算シート」を使うことでこの手順が自動計算されますので、ご活用ください。

(1) 補助対象となる宿泊料金合計

「宿泊サービス」に「物品やサービス」が加えた宿泊商品については、その宿泊商品が補助対象になるかどうか確認してください。

なお、宿泊税・入湯税は、補助対象となる宿泊料金合計に含めることはできません。

宿泊料金に換金性の高い金券類(※) や自らの商品に限定して付与するポイントが含まれている場合、当該宿泊商品は補助金申請できません。

金額や料率が明示された金券類・ポイントであっても、宿泊代金から券面額等を除いた額を補助対象とすることはできず、宿泊商品全体が補助の対象外です。

申請不可



※金券類

QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券等（紙・デジタルを問いません）

宿泊料金に、資格取得費など補助対象となる宿泊料金に含むことができない物品・サービスが含まれている場合、例えば、10,000円が含まれているのであれば、当該費用の10,000円を除いた額＝補助対象宿泊料金合計30,000円で申請してください。

別記様式第1号に記入する
補助対象宿泊料金合計
※補助対象外を除外



1 審査基準

(2) 販売補助額算出手順

- ① 旅行者全員の補助対象宿泊料金合計に対して販売補助率を乗じて販売補助額とします。
- ② 1 宿泊契約 1 人あたりの上限額に人数を乗じて当該旅行の上限を算出します。
- ③ 上記、①と②を比べ、①が②の上限額を超えていたら、上限額までが販売補助額となります。

【例】補助対象宿泊料金 80,000円

(大人 30,000円 × 2 名 × 1 泊 + 子供 10,000円 × 2 人 × 1 泊)

・補助対象宿泊料金合計の 60% 80,000円 × 60% = 48,000円

・上限額 20,000円 × 4 人 = 80,000円

→ 金額の低い 48,000円 を補助

① 補助対象宿泊料金合計の 60%

補助対象宿泊料金合計 … 80,000円

販売補助率 … 60%

適用

100,000円 × 60%

= 48,000円

③
上限チェック



② 上限額

販売補助額 上限 … 20,000円

人数 … 4 人

20,000円 × 4 人

= 80,000円

【例】補助対象宿泊料金 240,000円

(大人 30,000円 × 2 人 × 3 泊 + 子供 10,000円 × 2 人 × 3 泊)

・補助対象宿泊料金合計の 60% 240,000円 × 60% = 144,000円

・上限額 20,000円 × 4 人 = 80,000円

→ 金額の低い 80,000円 を補助

【例】補助対象宿泊料金 140,000円

(大人 10,000円 × 2 人 × 7 泊 + 幼児 0円 × 1 人 × 7 泊)

・補助対象宿泊料金合計の 60% 140,000円 × 60% = 84,000円

・上限額 20,000円 × 3 人 = 60,000円

→ 金額の低い 60,000円 を補助

【例】補助対象宿泊料金総額 48,000円

(大人 8,000円 × 1 人 × 1 泊 + 大人 8,000円 × 1 人 × 2 泊 + 大人 8,000円 × 1 人 × 3 泊)

・補助対象宿泊料金合計の 60% 48,000円 × 60% = 28,800円

・上限額 20,000円 × 3 人 = 60,000円

→ 金額の低い 28,800円 を補助

【注意】

上記のパターンで人数変更や泊数変更(3泊の人が2泊になる／1泊の人が取消になる)などが発生した場合は、最終的な「総額」「人数」で同様の計算をし割引補助額を算出します。
※キャンセル料を含めることはできません。

1 審査基準

4. 補助対象となる商品を販売する際の留意点

(1) 宿泊実態を捏造していないこと

宿泊施設には、必ず宿泊契約にもとづく宿泊実態があることが補助の条件です。
宿泊日、宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした宿泊商品は補助対象外です。

(2) 事前に予約を行っていたもののみが補助対象

宿泊商品に含まれる食事は補助対象ですが、現地で追加注文した食事や飲み物は補助対象外です。

(3) 宿泊料金の水増しにつながる行為は補助対象外

詳細は「5. 宿泊商品に含められないもの」(P9)を参照ください。

(4) 参画登録のない宿泊施設は補助対象外

補助金を適用して販売される宿泊施設は、「熊本ふっこう応援割」の参画登録が必須です。

(5) 宿泊税・入湯税は補助対象外

1 審査基準

5. 宿泊商品に含められないもの

次のものは、補助対象とする宿泊商品に含めることはできません。

(1) 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的又は換金性の高いもの

①現金および金券類

QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等が該当します(紙・デジタルを問いません)。

ただし、次のア～ウの全てを満たすものに限っては商品に含めることが可能です。

- ア 使途となる物品またはサービスが、券面に記録されたもの
(ただし、宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能)
- イ 使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するもの
- ウ 旅行(宿泊)期間内に目的地でのみ利用できるもの

②収入印紙や切手

③その他、容易に換金や転売、払い戻しができるもの

上記が含まれる宿泊商品は、宿泊料金を水増しする行為と判断し、宿泊契約全体を補助の対象外とします。

(2) 自社で価格決定をする宿泊商品に対して付与する割引クーポン

付与することは制限しませんが、本事業の割引額を算出する前に適用ください。

【例】10,000円の宿泊で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を宿泊料金とし割引額を算出

(3) 自社で価格決定をする宿泊商品に対して付与するポイント等

付与できません。ただし、「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

(4) 宿泊税・入湯税

宿泊税・入湯税は、補助の対象外です。

1 審査基準

6. 補助対象とする宿泊商品の基準・考え方

次の基準・考え方に照らして宿泊商品を造成・販売ください。基準・考え方を満たさない場合には、宿泊商品自体を補助の対象外とします。

- ① 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること
- ② 宿泊者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
- ③ ライセンスや資格の取得を目的としない(代金に含んでいない)こと
- ④ 上記①～③のほか、補助対象宿泊商品として適切でないと認めるものではないこと

対象となる商品例	対象外となる商品例
●大学ドライブサークルの合宿 ●小学校のスキーレッスン校外学習 ●モーニングヨガ体験付き宿泊	●運転免許取得合宿(免許取得費が代金に含まれる) ●スキーの検定取得宿泊(検定費が代金に含まれる)
●宿泊施設近隣の食事施設で夕食をとれる金額不記載の食事権利書を付帯した商品 ●宿泊料金が1万円の旅館において、特産の果物1万円相当が土産に付く宿泊商品	●通常の宿泊料金の水準を超えた、宿泊地及び周辺での消費にあたらぬ有名ブランドの化粧品付き宿泊商品
●お部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる商品	●後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く宿泊商品

宿泊商品は、多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に補助の対象外とするか否かを判断します。判断に迷われる場合には、事務局に事前にご相談ください。

7. 特に留意すべき宿泊の特例

(1) 公費出張

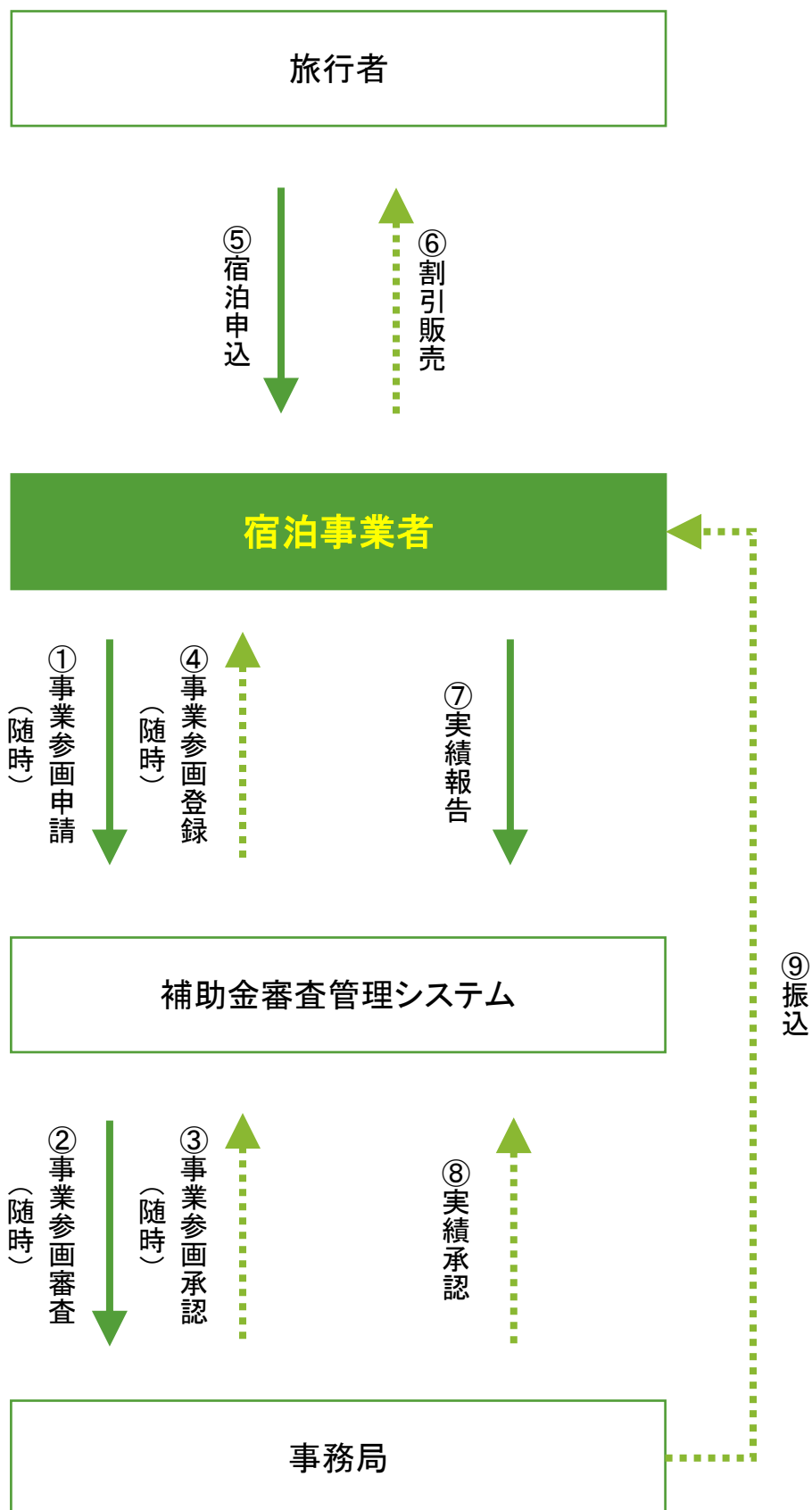
公費にて支払われる宿泊契約は補助の対象外です。

(2) ビジネス目的での利用

観光再生を目的とする事業であることから、ビジネス目的での利用は補助の対象外です。

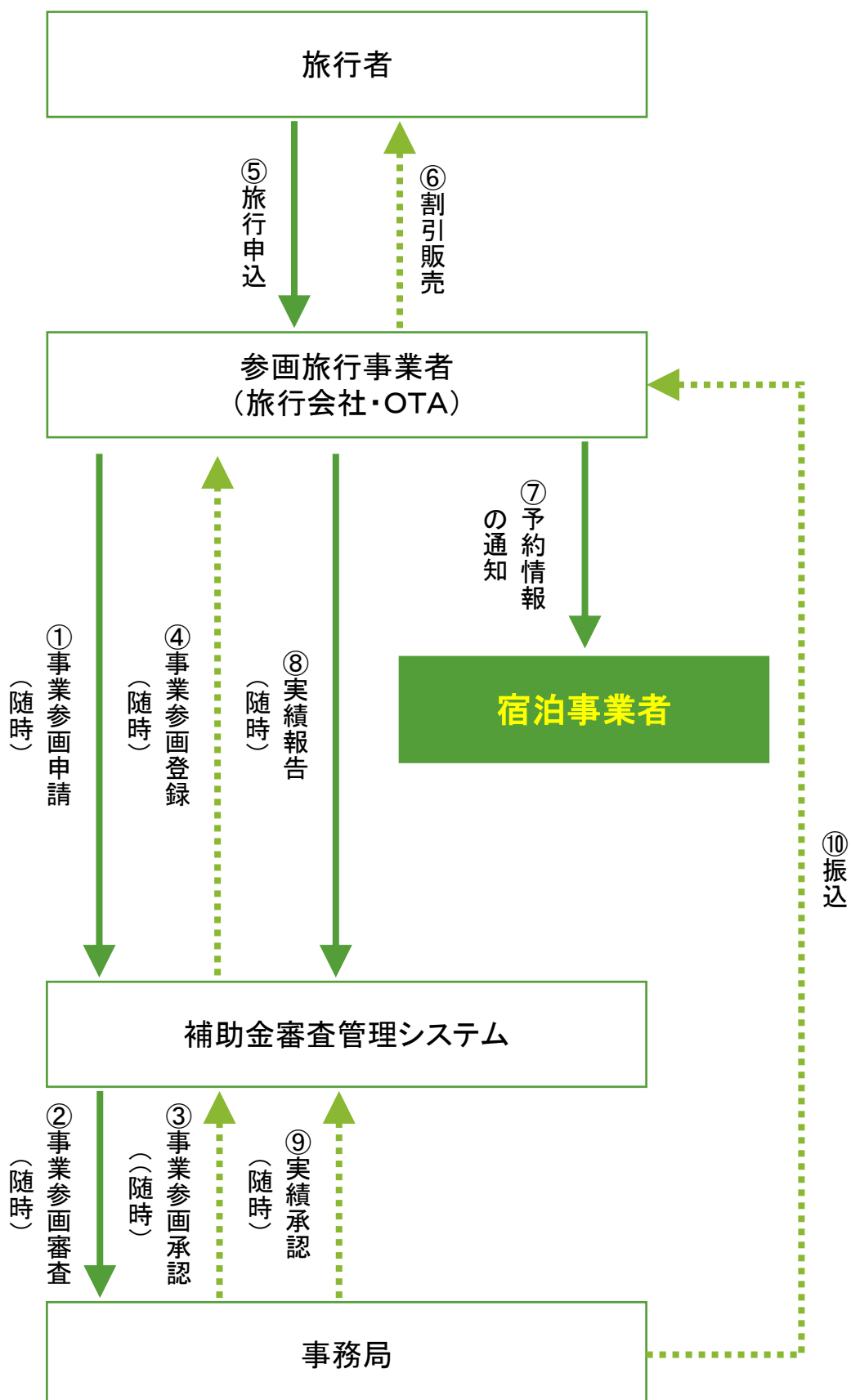
2 宿泊事業者販売フロー

1. 宿泊施設直接契約の場合



2 宿泊事業者販売フロー

2. 旅行事業者経由で予約の場合



2 宿泊事業者の参画登録

1. 参画登録の種別

本事業に参加するには登録が必要です。パターンA・Bについては事業者ごとの判断で選択し、それぞれ以下の事項を実施してください。

	パターンA	パターンB
対象予約	旅行会社・OTA経由の予約のみ	左記(パターンA)＋直接契約
参画登録	必要	必要
利用実績報告	不要	必要
利用証明書等書類の保存	必要	必要

2. 参画登録申請

【申請方法】

公式HPの「参画登録申請はこちら」から申請してください。

メール認証後、当該メールアドレスに届いた認証メールに記載のURLより、事業者登録フォームに進み、参画登録申請に必要な情報等を入力してください。

申請完了後、補助金審査管理システムの事業者マイページにログインできるようになります。

<https://kumamoto-ouenwari.com/>

※9月18日よりシステム稼働

【申請後の流れ】

申請後、事務局より審査結果の回答をシステム経由で発信いたします。

詳細は『参画登録申請マニュアル』をご確認ください。 ※公式HPで公開しています。

2 宿泊事業者の参画登録

様式第1号「熊本ふっこう応援割事業補助金交付申請書」

(表面)

様式第1号(第14条関係)

令和 年 月 日

公益社団法人熊本県観光連盟

会長 山川 秀明 様

所在地

申請者名称

代表者役職

代表者氏名

熊本ふっこう応援割事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいため、熊本ふっこう応援割事業実施要綱第14条の規定により申請します。

記

宿泊事業者名/ 旅行事業者名	
住所	〒
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
旅館業許可番号/ 旅行業許可番号	

旅行事業者 登録種別	☐ JATA会員 ☐ ANTA会員 ☐ JATA・ANTAともに非会員
宿泊事業者 登録種別	☐ 旅行会社・OTA 経由の宿泊契約のみ ☐ 旅行会社・OTA 経由+直接契約

2 宿泊事業者の参画登録

様式第1号「熊本ふっこう応援割事業補助金交付申請書」

(裏面)

誓 約 書

- ・ 国及び熊本県が本事業について実施する状況把握等の調査に誠実に対応します。
- ・ 割引相当分を予め宿泊代金に不当に上乗せする行為はしません。
- ・ 対象予約の予約日を適切に把握・記録します。
- ・ 補助対象となる宿泊の利用証明書の取得を実施します。
- ・ 保存が必要な書類を適切に管理します。
- ・ その他、規定類の記載事項に従い適切に事業を実施します。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税の未納はありません。
- ・ 申込者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熊本県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ・ 本事業の中止を含めて公益社団法人熊本県観光連盟が行った決定に対して、異議は一切申し立てません。
- ・ この誓約に虚偽があり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

☐ 上記すべての事項について、同意します。

(チェックがない場合は本事業の対象事業者になりませんので、ご注意ください。)

2 宿泊事業者の参画登録

【民泊事業者の参画について】

『住宅宿泊事業法(民泊新法)第3条第1項の届出にかかる住宅』は、宿泊事業者共通の誓約事項のほか、以下への同意・遵守が必須です。

- ・ 熊本市内の施設については、熊本市に宿泊税を納付している宿泊施設であること。
- ・ 事務局に対し、2025年分の確定申告書及び納税証明書の提出ができること。また、継続的な営業実績を有すること。
- ・ 間取りや平米数を申告し、旅館業法及び消防法の考え方に準じ、事務局が1泊1室あたりの最大収容人数(最大補助金申請可能人数)を設定することに同意すること。
- ・ 補助対象宿泊の全期間において、常設のフロント機能を設け、対面で、チェックイン、利用証明書の取得、及びチェックアウトを行い、宿泊実態を証明すること。
- ・ 日本語で対応可能な担当者を配置すること。なお、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、国、県及び事務局が実施する調査並びに会計検査に日本語で対応し、必要に応じて日本国内の指定場所へ自費にて出向くこと。

誓 約 書

- ・ 熊本市内の施設については、熊本市に宿泊税を納付している宿泊施設であること。
- ・ 事務局に対し、2025年分の確定申告書及び納税証明書の提出ができること。また、継続的な営業実績を有すること。
- ・ 間取りや平米数を申告し、旅館業法及び消防法の考え方に準じ、事務局が1泊1室あたりの最大収容人数(最大補助金申請可能人数)を設定することに同意すること。
- ・ 割引相当分を予め宿泊代金に不当に上乗せする行為はしないこと。
- ・ 対象予約の予約日を適切に把握・記録すること。
- ・ 補助対象宿泊の全期間において、常設のフロント機能を設け、対面で、チェックイン、利用証明書の取得、及びチェックアウトを行い、宿泊実態を証明すること。
- ・ 日本語で対応可能な担当者を配置すること。なお、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、国、県及び事務局が実施する調査並びに会計検査に日本語で対応し、必要に応じて日本国内の指定場所へ自費にて出向くこと。
- ・ 保存が必要な書類を九州内の事業所に保管し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- ・ 提出資料及び申告内容が真実かつ正確であることを表明し、保証すること。また、虚偽又は事実と異なる内容が判明した場合は、故意又は過失の有無に関わらず、交付された補助金の全額を返還すること。
- ・ その他、規定類の記載事項に従い適切に事業を実施すること。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- ・ 申込者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、熊本県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- ・ 本事業の中止を含めて公益社団法人熊本県観光連盟が行った決定に対して、異議は一切申し立てないこと。
- ・ この誓約に虚偽があり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

☐ 上記すべての事項について、同意します。

(チェックがない場合は本事業の対象事業者になりませんので、ご注意ください。)

令和 年 月 日

宿泊施設名： _____

代表者名 ： _____ 印

3 宿泊者受入時の遵守事項

1. 利用証明書の作成・署名取り付け(宿泊施設での直接契約)

別記様式第2号の1「利用証明書」を作成の上、1宿泊契約を構成する宿泊者の代表者から、当日、対面にて、誓約事項への同意及び署名をいただきます。

宿泊実態及びビジネス利用でないことを証明する書類であり、補助金申請時の基礎資料となりますが、事務局への提出は不要です。

ただし、必要に応じ、いつでも開示できるよう、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。

2. 料金計算シートの使い方(宿泊施設での直接契約)

別記様式第2号の1に付随する「料金計算シート」に以下必要事項を入力すると割引額、割引後代金が自動計算され、利用証明書に自動反映されます。

(1) 宿泊代金総額

1 宿泊契約を構成する宿泊料金の総額を入力

(2) 割引適用人数

1 宿泊契約を構成する割引適用人数(子供や無賃幼児も含める)を入力

別記様式第2号の1「利用証明書」

「熊本ふっこう応援割」利用証明書(宿泊施設用)									
① 宿泊施設記入欄(宿泊施設への直接予約の場合に記入)									
宿泊日	令和 8 年	月	日	チェックイン	令和 8 年	月	日	チェックアウト	
割引適用人数	【A】 0	名	泊数	【B】 0	泊				
宿泊代金	宿泊代金総額【C】	-	割引額【D】	=	割引後代金				
	0	-	0	=	0				
(本事業の割引額について)									
・ 宿泊代金(総額)の60%割引 1円未満切り捨て									
・ 割引上限額 1宿泊契約1人あたり20,000円									
宿泊施設の方は上記【A】【B】【C】【D】を様式第6号「実績内訳シート」の【A】【B】【C】【D】へ入力下さい。									
② お客様記入欄									
宿泊に関する確認事項									
※ すべての項目にチェックをお願いします。									
☐ 今回の宿泊は令和8(2026)9月15日以降に予約をしました。									
☐ 今回の宿泊はビジネス目的での利用ではありません。									
上記の事項について、相違ありません。									
令和 年 月 日	お客様代表者署名								
※ 宿泊施設記入欄									
上記の事項について確認しました。									
令和 年 月 日	宿泊施設名 担当者名								
【宿泊される方へ】									
1 本書により取得した個人情報は、当キャンペーン事業においてのみ使用し、その他の目的のために使用しません。									
2 本書の記載の内容について、後日キャンペーン事務局から確認の連絡をさせていただく場合があります。									

4 旅行事業者(旅行会社・OTA)経由の予約取扱い

1. 利用証明書の作成・署名取り付け(旅行事業者経由の宿泊契約)

(1) 旅行事業者が本事業対象の商品を販売する上で必ず実施すること

本事業を円滑に実施するため、旅行事業者経由の宿泊についても、熊本県が定める本事業の運用の一部(利用証明書の作成・署名取り付け)を宿泊事業者が担う必要があります。

OTAを含む全ての旅行事業者は、宿泊日当日、宿泊事業者が適切に対応できるよう、事前に次のア、イを実施します。

ア 旅行事業者の旅行者に対する案内

本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、旅行事業者は必ず次の内容を旅行者へ周知します。

- 旅行商品に関連する熊本県の規程を自身で出発までに確認すること
- 旅行当日に「利用証明書」に署名等が必要であること

イ 利用証明書への署名依頼・確認及び保存を実施する宿泊施設への通知

旅行事業者から通知のない限り、宿泊施設は、当該予約が本事業の補助の対象であることがわかりませんので、旅行事業者が本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、利用証明書への署名依頼・確認及び保存が適切に行われるよう、旅行当日までに宿泊施設へ通知します。

- 当該旅行が補助の対象である予約である旨
- 当該旅行への補助の対象となる人数

(2) 旅行事業者から通知を受けた宿泊施設が対応すること

宿泊日当日、チェックイン時に、対面にて、宿泊代表者から別記様式第2号の2「利用証明書」を取得し、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。

5 利用実績報告及び保存が必要な書類

1. 利用実績報告

【月次報告】

参画事業者は、各月1日から末日までの実績について翌月15日までに、次の書類を事務局へ提出します。

※直接契約で割引販売を行う事業者に限ります。旅行会社・OTA経由の契約のみで割引販売を行う事業者は対応不要です。また、取扱実績がない場合は提出は不要です。

【補助金申請時に提出しなければならない書類】

補助金審査管理システムへアップロードしてください。

①別記様式第1号の1 実績内訳シート(宿泊事業者用)

【各事業者が保存しなければならない書類(提出不要)】

補助金申請にあたり、宿泊事業者は以下全ての書類を必ず保存ください。

※事務局及び国の監査機関の求めに応じ、提出いただくことがあります。

①別記様式第1号の1 実績内訳シート(宿泊事業者用)

②別記様式第2号の1又は2 利用証明書(P16-17参照)

③上記別記様式第1号の1の記載項目が正確であることを証明できる以下ア・イの帳票
なお、上記ア・イには、以下4点が記載されている必要があります。

- 予約の内容を特定することができる番号
- 宿泊料金の割引額
- 割引後の支払額
- 利用宿泊施設・宿泊人数

ア 宿泊料金の請求から入金までの証明ができる書類

領収書控え

内訳(宛先、金額、発行日、事業者名等)及び入金方法(現金、クレジット、振込等)が記載されたもの

※旅行事業者経由の現地払いの宿泊契約についても、領収書控えを保存してください。

イ 契約内容を証明できる書類

宿泊者に対して発行した宿泊料金の請求書又は明細書の控え

請求先氏名又は名称、発行者氏名又は名称、補助対象宿泊料金合計、販売補助額、販売補助金適用後の宿泊者支払額、請求内容、宿泊年月日を記載したもの

※ 該当書類の提出を求めた場合、申請内容の適格性が確認できるまで、補助金の支払いは保留します。

※ 宿泊実態を確認するための実地調査等を行う場合があります。

※ 書類の提出や事情聴取等に応じていただけない場合、補助金の支払いができない場合がございます。

※ 保存期間は、事業終了年度の翌年度から5年間です。

【振込】

事務局は、販売補助金の請求があった場合には、内容を審査の上、適正な内容であると確認後、当月末に参画事業者の指定口座に販売補助金を振り込みます。

5 利用実績報告及び保存が必要な書類

別記様式第1号の1「実績内訳シート(宿泊事業者用)」

様式第3号の1(宿泊施設用)

月分 「熊本ふっこう応援割」 実績内訳シート

以下の通り、旅行者の実績があったことを証明します。

※内訳シート記載の旅行の事実を証する書類は事業者側で適切に保存し、事務局及び国の監査機関の求めに応じて常時提出できるよう管理します。

・用紙(セル)が足りない場合は、コピーをして(シートを増やして)記載してください。

- ・「熊本ふっこう応援割」利用証明書(直接契約)に基づき、実績を記載してください。
- ・連泊の場合、備考欄に1泊ごとの人数も記載してください。
- ・対象外の宿泊日があれば備考へ記載してください。

事業者名称:

事業者登録No:

熊本ふっこう応援割の販売補助金を申請するにあたり、下記項目(1)。(2)。(3)。(4)。(5)及び(6)に対して、事実が真実かつ正確であることを表明し保証します。
また、(7)及び(8)に対し義務を負うことを認めます。

☐ (1) 本シート記載の申請内容が事実であること。

☐ (2) 本シート記載の宿泊は、熊本ふっこう応援割 取扱要領く宿泊事業者用>を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報等(以下、「規程類等」という。)によって販売補助金支払対象であると指定された宿泊商品であること。

☐ (3) 宿泊旅行にあっては、当該宿泊旅行の全期間において、**全旅行参加者が、現に宿泊施設に宿泊した**こと。

☐ (4) 宿泊当日に**旅行者(代表者)による利用証明書への署名等がなされ、当該宿泊施設により適切に保管**されていること。

☐ (5) 「割引後の支払額」について、宿泊契約者によって現に支払われていること。

☐ (6) 補助対象宿泊料金合計に、**宿泊税及び入湯税が含まれない**こと。

☐ (7) 本日現在(申請時点)の、熊本ふっこう応援割の規程類等に従うこと。
※規程類等については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。
(熊本県及び熊本ふっこう応援割事務局が通知する事務連絡も含みます。)

☐ (8) (1)。(2)。(3)。(4)。(5)及び(6)に反する場合には、本申請に係る販売補助金の返還等を行うこと。

※旅行会社・OTA(楽天・じゃらん等)経由の予約は記載しないよう必ずご確認をお願いします。

	予約日	チェックイン日	チェックアウト日	お客様代表者名	お客様居住都道府県 (防犯旅行書は国欄)	割引適用人数 【A】	泊数 【B】	宿泊代金総額 (割引前の総額) 【C】	割引額 【D】	割引後代金	備考欄 2泊以上で人数が日ごとに違う場合 日付人数を記載
例	3月15日	4月0日	4月9日	東京 太郎	東京都	3	3	48,000	24,000	24,000	4/8 3名、4/7 2名、4/8 1名
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
						0	0	0	0		
						割引適用人数【A】	泊数【B】	宿泊代金総額【C】	割引額【D】		

【留意点】

- 実績内訳シート記載の宿泊の事実を証する書類は事業者側で適切に保存し、事務局及び国の監査機関の求めに応じて常時提出できるよう管理をお願いします。
- 補助対象宿泊代金合計に、宿泊税及び入湯税が含まれないこと。
- 旅行会社・OTA経由の予約の宿泊契約を入れないようご注意ください。

Copyright © 2026 熊本ふっこう応援割 All Rights Reserved.

20

6 補助金精算

補助金精算の主な流れ

精算準備

- 毎月15日を締日として、補助金額を精算いたします。
- 変更・修正は、毎月15日までに、システムからご対応をお願いします。
- 締日翌日から宿泊施設画面で変更・修正ができなくなります。

手順①

「補助金申請システムの申請内容」と「(別記様式第1号の1)実績内訳シート」・「(様式第4号の1)実績報告書兼請求書」の突合作業

【補助金審査管理システムの申請内容】

【別記様式第1号の1・様式第4号の1】

熊本ふっこう応援割 くまもとキャンペーンメニュー

精算申請前

申込日 から まで

宿泊日 から まで

代表者氏名 (カナ)

検索

1 - 3件 / 3

10件 ▼

申請ID	申込日	宿泊日	旅行代金会社	補助金番号	申請ステータス
appTR000000000003	2024年3月5日 09時 13分07秒	2024年3月5日	3,000	1,500	精算中請
appTR000000000004	2024年3月5日 09時 13分15秒	2024年3月5日	3,000	1,500	申請前
appTR000000000005	2024年3月5日 09時 13分23秒	2024年3月5日	3,000	1,500	申請前

[illegible]

手順②

「(様式第4号の1)実績報告書兼請求書」をシステムに登録

事務局

「補助金申請システムの申請内容」と「様式第4号の1」を突合し、審査します

手順③

事務局からシステムへ送信される「承認」(否認)を確認

手順④

補助金額の振込

- **毎月末日までに**、補助金額をご指定の口座にお振込みいたします。
- 書類の遅延などが生じた場合、振込が遅れる場合があります。あらかじめご承知おきください。

6 補助金精算

(様式第4号の1「熊本ふっこう応援割補助金実績報告書 兼 請求書」)

様式第4号の1(宿泊施設用)

令和 年 月 日

公益社団法人熊本県観光連盟

会長 山川 秀明 様

所在地

電話番号

施設名称

代表者氏名

担当者氏名

(登録 No)

熊本ふっこう応援割補助金実績報告書 兼 請求書(月分)

令和 年 月分の実績に基づき、下記金額を交付されるよう請求します。

記

1 合計利用人数 及び 合計請求額

割引適用人数 【A】	泊数 【B】	宿泊代金総額 【C】	合計請求額(割引額) 【D】
名	泊	円	円

※別記様式第1号の1実績内訳シート(対象事業者用)の記載内容と一致させるようお願いします。

確認事項

- ① 対象の実績は宿泊施設の直受け予約分であること(旅行会社・OTA 経由の予約を含めない)
- ② 様式第4号(実績内訳シート)に関する実績内容に虚偽がないこと
- ③ 熊本ふっこう応援割取扱マニュアル記載の規定を遵守していること

2 振込先

金融機関名	(金融機関コード:)
店名	(支店コード:)
預金種別(普通または当座)	
口座番号	
フリガナ	
名義人	

※名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入してください。

(正確に記入していただかないと、支払いができない場合があります)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1.1.0	2026/09/16	P16 様式番号の変更 (変更前) 様式5号 (変更後) <u>別記様式第2号の1</u> P17 様式番号の変更 (変更前) 様式5号 (変更後) <u>別記様式第2号の1</u> P18 様式番号の変更 (変更前) 様式第3号の1 (変更後) <u>別記様式第1号の1</u> P19 様式番号の変更 (変更前) 様式第3号の1「実績内訳シート(宿泊事業者用)」 (変更後) <u>別記様式第1号の1「実績内訳シート(宿泊事業者用)」</u>

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1.1.0	2026/09/16	P20 様式番号の変更 (変更前) (様式第3号の1)実績内訳シート (変更後) <u>(別記様式第1号の1)実績内訳シート</u> (変更前) (様式第7号の1)実績報告書兼請求書 (変更後) <u>(様式第4号の1)実績報告書兼請求書</u> P21 様式番号の変更 (変更前) 様式第7号の1 (変更後) <u>様式第4号の1</u>
Ver.1.2.0	2026/9/23	P14 様式第1号のデザイン変更

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	<u>ページの追加(「はじめに」及び目次)及び以降のページ番号の修正</u> P3 文言の追記 【補助率】 宿泊料金(総額)の60% (1円未満切り捨て) 【補助上限額】 1宿泊契約1人あたり 20,000円 ※1宿泊契約＝チェックインからチェックアウトまで 次の項目を遵守することを参画の条件とします。 ・国及び熊本県が本事業について実施する状況把握等の調査に誠実に対応すること ・割引相当分を予め宿泊料金に不当に上乗せする行為をしないこと ・補助対象となる宿泊の「予約日」を適切に把握・記録すること ・補助対象となる宿泊の利用証明書の取得を実施すること ・事業終了年度の翌年度から5年間、保存が必要な書類を適切に管理すること ・その他、本マニュアルを含む規程類の記載事項に従い適切に事業を実施すること 参画登録している宿泊事業者で提供される宿泊サービス及び宿泊商品(以下「宿泊商品等」という。) ※利用開始時と利用終了時が同日であるデイクースを除きます。 ※旅行会社・OTAを通じて予約された宿泊については、旅行会社・OTAが補助金申請します。本事業に参画登録のある旅行会社・OTAか否かは、公式HP等をご確認ください。 旅行者・宿泊者

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	P4 様式番号の修正 (変更前)様式第7号 (変更後)<u>別記様式第1号の1</u> P4 文言の追記 補助の対象となる宿泊商品等は、本事業に参画登録している宿泊施設にて提供される必要があります。宿泊日に参画登録がない宿泊施設での宿泊は補助の対象外です。<u>旅行事業者経由の予約についても同様の取扱いとします。</u> 参画宿泊事業者の新規登録、登録取消、参加停止等の受理状況を踏まえ、最新の参画宿泊施設は<u>公式HP</u>に掲載します。 <u>なお、旅行会社・OTAを通じて予約された宿泊については、旅行会社・OTAが補助金申請します。本事業に参画登録のある旅行会社・OTAか否かは、公式HP等をご確認ください。</u> <u>また、旅行会社・OTAを通じた旅行商品等に対する販売補助金の詳細は、旅行会社用又は海外旅行事業者用の規程類をご確認ください。</u> P5 文言の追記 ○ 補助の対象となる<u>宿泊商品等</u>の宿泊回数に上限はありませんが、<u>チェックイン～チェックアウトまでを1宿泊契約と定義</u>します。 ○ 販売補助額は総額の60%に相当する額か、上限額(1宿泊契約1人あたり20,000円)のいずれか低い方とします(販売補助額は1円未満切り捨てで計算)。 ○ 子どもや幼児も1人として計算します。 <u>○「宿泊サービス」には、宿泊料金相当額を超えないことを目安とし、「物品やサービス」を加えることが可能です。ただし、各種法令及び本事業の規程類に従って対応してください。</u>

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	P6 文言の追記 <u>別記様式第1号の1(以下「別記様式第1号」という。)へ記入する「補助対象宿泊料金合計」及び「宿泊料金割引額」(販売補助額)は、次の考え方で算出ください。</u> ①1宿泊契約ごとに、宿泊料金総額に対して60%を乗じます。(宿泊者が複数いる場合は、宿泊者全員の宿泊料金を足しあげた総額に対して、60%を乗じます。) ②1宿泊契約1人あたりの割引上限額(20,000円)を、宿泊合計人数で乗じます。(宿泊合計人数には子供や無料の幼児等も含めます。) ③上記①と②のうち、低い方の金額を実際の割引補助額とします。 P6 様式番号の変更 (変更前)様式第5号 (変更後)<u>別記様式第2号の1</u> P6 (1)補助対象となる宿泊料金合計 <u>記載方を修正</u> P7 (2)販売補助額算出手順 <u>記載方を修正</u>

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	P8 文言追記・修正 (1) 宿泊実態を捏造していないこと 宿泊施設には、必ず<u>宿泊契約にもとづく宿泊実態</u>があることが補助の条件です。 宿泊日、宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした宿泊商品は補助対象外です。 詳細は「5.宿泊商品に含められないもの」(P9)を参照ください。 (4) 参画登録のない宿泊施設は補助対象外 P9 文言追記 ③その他、容易に換金や転売、払い戻しができるもの <u>上記が含まれる宿泊商品は、宿泊料金を水増しする行為と判断し、宿泊契約全体を補助の対象外とします。</u> P10 文言修正 ●宿泊料金が1万円の旅館において、特産の果物<u>1万円</u>相当が土産に付く宿泊商品

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	P13 文言修正 【申請方法】 <u>公式HPの「参画登録申請はこちら」から申請してください。</u> メール認証後、当該メールアドレスに届いた認証メールに記載のURLより、事業者登録フォームに進み、参画登録申請に必要な情報等を入力してください。 申請完了後、補助金審査管理システムの事業者マイページにログインできるようになります。 https://kumamoto-ouenwari.com/ ※9月18日よりシステム稼働 【申請後の流れ】 申請後、事務局より審査結果の回答をシステム経由で発信いたします。 詳細は『参画登録申請マニュアル』をご確認ください。 <u>※公式HPで公開しています。</u> P16 文言修正・追記 別記様式第2号の1「利用証明書」を作成の上、1宿泊契約を構成する宿泊者の代表者から、当日、対面にて、誓約事項への同意及び署名をいただきます。宿泊実態及びビジネス利用でないことを証明する書類であり、補助金申請時の基礎資料となりますが、事務局への提出は不要です。 ただし、必要に応じ、<u>いつでも開示できるよう、事業終了年度の翌年度から5年間</u>保存してください。

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)

7 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.2.0.0	2026/10/1	P17 文言修正・追記 <u>1. 利用証明書の作成・署名取り付け(旅行事業者経由の宿泊契約)</u> <u>(1)旅行事業者が本事業対象の商品を販売する上で必ず実施すること</u> 本事業を円滑に実施するため、旅行事業者経由の宿泊についても、熊本県が定める本事業の運用の一部(利用証明書の作成・署名取り付け)を宿泊事業者が担う必要があります。 <u>OTAを含む全ての旅行事業者は、宿泊日当日、宿泊事業者が適切に対応できるように、事前に次のア、イを実施します。</u> <u>(2)旅行事業者から通知を受けた宿泊施設が対応すること</u> <u>宿泊日当日、チェックイン時に、対面にて、宿泊代表者から別記様式第2号の2「利用証明書」を取得し、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。</u> P18 1. 利用実績報告 <u>記載方を修正</u>
Ver.3.0.0	2026/10/16	P3 修正(住宅宿泊事業者の参画) 次の登録等をしているものとします。 ・旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設 ※クルーズ船、夜行フェリー、寝台列車等の移動交通機関等は対象外 ・住宅宿泊事業法(民泊新法)第3条第1項の届出にかかる住宅のうち誓約事項(P22)に同意・遵守できる施設 P16 追加 <u>民泊事業者の誓約事項を追加</u>

熊本ふっこう応援割事務局

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

電話 0800-111-9449

r8-001@kumamoto2026-ouenwari.com

(受付時間:09:30-17:30)